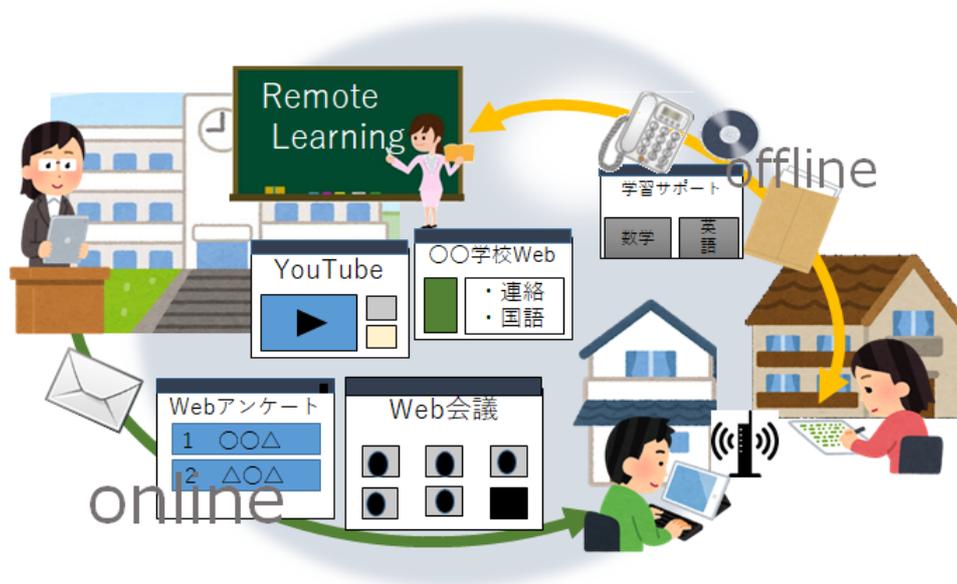


新型コロナウイルス感染症対策に係る

リモート学習応急対応マニュアル



2020.5.14

北海道教育委員会

国の緊急事態宣言が延長され、特定警戒都道府県に指定されている北海道においては、道民に対して外出自粛等の行動変容を求めるとともに、道内全ての小中学校、高校、特別支援学校等に臨時休業の延長を要請しています。

各学校においては、感染予防対策を徹底するとともに、分散登校の実施や児童生徒達への連絡などを通じ、学習や生活の支援に懸命なご努力を続けているものと存じ、心から敬意と感謝を申し上げます。

休業期間の長期化に伴い、学習の遅れに対する児童生徒、保護者、学校関係者の心配は日々募っておりますが、一方で、様々な分野・地域において、テレワークやウェブ会議、オンライン学習など先進的な取組が活発化し、一定程度、利便性・操作性への理解が進み、導入課題の解決策も整えられつつあります。

こうした状況を踏まえるとともに、先般、文部科学省事務連絡「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた家庭での学習や校務継続のためのICTの積極活用について」により、臨時休業中のICTを活用した家庭学習支援の具体的な方法と留意点が示されたことを受け、道教委としては、今できる、すぐ得られる、ハード・ソフト両面での活用方法と補完する手立て、留意点などをマニュアルとして取りまとめ、全校にお示しすることとしました。

また、今回お示しするリモート学習等の取扱いは、臨時休業中の応急措置であり、分散登校の段階的实施等によりニーズは異なっていくものと考えますが、学校再開後の年間指導計画のリカバリーへの応用も想定されるほか、「GIGAスクール構想」の前倒しに呼応し、家庭の事情や地理的条件にかかわらず、子どもたち誰もが国内外の多様な教育資源や進路選択機会にアクセスでき、教員の働き方改革と児童生徒と向き合う時間の確保に向けた遠隔教育の実施と新たな学習支援体制の整備にとっても、今は始めるアクションが大きな加速点になると認識しています。

つきましては、児童生徒、保護者の実情をもっともよく知り、平素より、自治体や地域の企業、コミュニティ等との連携に取り組む、現場教員の皆様が、平時のルールにとらわれることなく、各学校の創意工夫で「学びをとめない」「心が近づく」環境づくりに向け、積極的な取組を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2020年5月14日

北海道教育委員会

教育長 小玉俊宏

新型コロナウイルス感染症対策に係る
リモート学習応急対応マニュアル

目 次

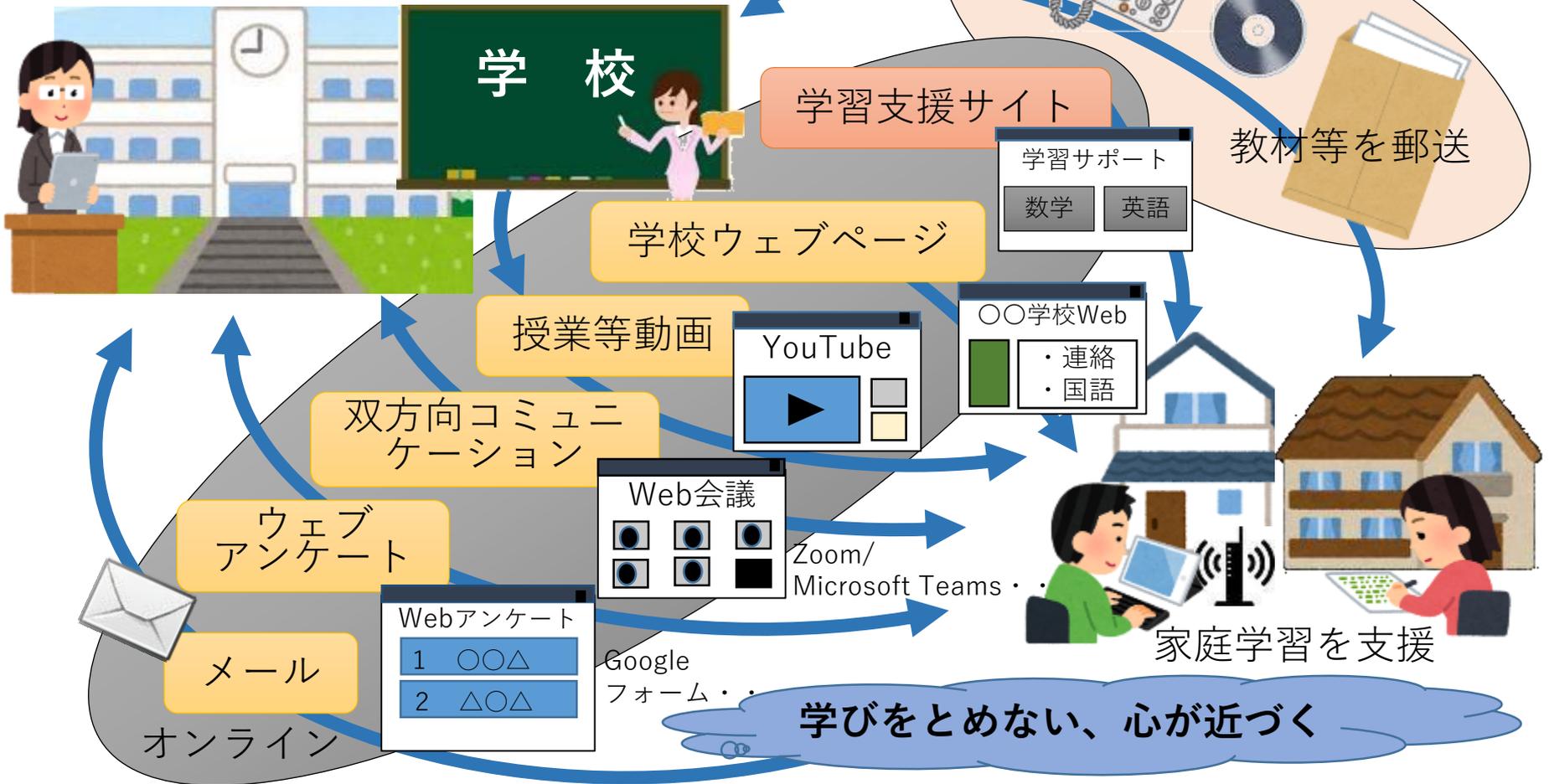
○ 未来からみて、今をはじめべきアクション 「リモート学習支援応急対応マニュアル」の概要	
1 ICT を活用した家庭学習支援の具体的な取組.....	1
(1) 学校ウェブページへの教材等の掲載.....	1
(2) インターネット上の学習コンテンツの活用.....	1
(3) 動画投稿サイトを活用した授業等動画の配信.....	2
(4) ウェブ会議サービスを活用した、児童生徒との双方向コミュニケーション..	3
2 ICT を活用した児童生徒の生活状況等の把握.....	4
3 家庭での ICT 活用に当たっての留意事項.....	4
(1) 家庭にある ICT 機器の活用について.....	4
(2) 学校等の端末の貸出について.....	5
4 ICT 環境の確保が難しい場合の対応.....	5
5 情報セキュリティ・著作権等の対策.....	6
(1) 情報セキュリティ等への対策.....	6
(2) 著作権への適切な配慮.....	7
6 ヘルプデスク.....	7
7 ICT 活用のステージアップに向けて.....	8
<関連通知等>	8
•【実践事例1】「どさんこリモート学習」実践事例（小学校）	
•【実践事例2】「どさんこリモート学習」実践事例（中学校）	
•【実践事例3】「どさんこリモート学習」実践事例（高等学校）	
•【実践事例4】「どさんこリモート学習」実践事例（特別支援学校）	
•【別添資料1】Zoomによるウェブ会議開設手順	
•【別添資料2】令和2年4月23日付け文部科学省事務連絡	

未来からみて、今は始めるべきアクション 「リモート学習応急対応マニュアル」の概要

北海道教育委員会

知恵を出し合って、臨機応変に

オフラインでも
大丈夫



1 ICT を活用した家庭学習支援の具体的な取組

(1) 学校ウェブページへの教材等の掲載

各学校のウェブページに、学習教材及び活用方法、児童生徒や保護者への連絡等を掲載することで、家庭での学習や生活についての支援が可能です。

なお、一般に公開していない配付物等を掲載する際には、パスワード付きPDFファイルを使用するなど、情報の管理に留意してください。

【実践校】

- | | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・厚真町立上厚真小学校 | ・新篠津村立新篠津中学校  【実践事例 2】 |
| ・北海道札幌手稲高等学校 | ・北海道札幌聾学校 (ほか) |

【ポイント－教員が自宅等で Web コンテンツを制作する場合について】

<文科省「ICT活用事務連絡」3-(2)>

教員が自宅等で ICT を活用する際の留意点

教員も学校で整備された端末を持ち帰ったり、自宅等の端末を利用したりすることが想定されることから、児童生徒と同様に情報セキュリティの確保に留意願います。(中略)

テレワークなど自宅等での ICT の活用にあたっては、一般に広く普及しているオンラインストレージなどのクラウドサービスや、ソフトウェアのインストールやデータのダウンロードが不要なブラウザ上で使えるサービスを適切かつ積極的に活用することで、機微情報を物理的に持ち運ぶ必要がなくなります。

(2) インターネット上の学習コンテンツの活用

インターネット上にある様々な学習コンテンツを活用することが可能です。以下のサイトにおいて、文科省や道教委で作成したコンテンツの公開や、インターネット上のコンテンツの紹介を行っています。

家庭によっては、パソコンやタブレット、スマートフォンのフィルタリング設定により、これらのコンテンツを閲覧できない場合があります。情報セキュリティを十分意識した上で、児童生徒が視聴することについて保護者の十分な理解と協力を得る必要があります。

また、国の「学びを止めない未来の教室」のサイトでは、民間企業による学習支援コンテンツが多数紹介されていますので、活用の参考にしてください。

【主なサイト】

<文部科学省>

・子供の学び応援サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00461.html

<北海道教育委員会>

・家庭学習のすすめ（義務教育課）

http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/gks/kateigakushu_page.htm

・どさんこ学び応援サイト（義務教育課）

http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/gks/dosankomanabiouen_page.htm

- ・ Online 学習サポートサイト（高校教育課）
<http://www.koukou.hokkaido-c.ed.jp/douga/index.html>
- ・ 家庭で学べる教育に関するホームページインデックス（北海道立特別支援教育センター）
<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>
- ・ 学級の様子を踏まえた「学級活動」（北海道立教育研究所）
<http://www.doken.hokkaido-c.ed.jp/注目情報/>
- ・ 健康観察チェックシート（サンプル）（北海道立教育研究所）
<http://www.doken.hokkaido-c.ed.jp/注目情報/>

<経済産業省>

- ・ 子供の学びを止めないプロジェクト
https://www.learning-innovation.go.jp/covid_19/

<NHK>

- ・ NHK for School
<https://www.nhk.or.jp/school/>
- ・ NHK 高校講座
<https://www.nhk.or.jp/kokokoza/>

【ポイント—インターネット上の学習コンテンツの活用について】

<文科省「ICT活用事務連絡」3-(3)>

②オンラインコンテンツの活用のための情報セキュリティ

通常は学校等において制限をかけている動画視聴やホームページへのアクセスも、現在が緊急時下であること、さらに、これらの媒体により関係機関が多くの情報を提供していることから、フィルタリングソフトの設定見直しを行うことや、特定の無線アクセスポイントのみ接続許可している設定を外すなど学校の情報機器でもこれらを視聴可能とできるように工夫いただくようお願いします。（後略）

(3) 動画投稿サイトを活用した授業等動画の配信

各学校で作成した授業等動画を、YouTube 等の動画投稿サイトにアップロードすることで、児童生徒が繰り返し閲覧しながら学習することができます。また、学校ウェブページ等に掲載した説明用テキストやワークシート等を使用しながら、動画を閲覧し、学習することも可能です。

必ずしも、各学校の教員が作成した独自コンテンツのアップロードにこだわらず、既存の動画等の活用も検討してください。

なお、自校の児童生徒を対象とした限定公開でアップロードすることになるため、動画を他のサイトに転載するなど拡散させないよう留意してください。

また、道立学校における動画アップロードの留意点やフィルタリング解除申請等については、次の通知を参照してください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業時における ICT を活用した学習支援について（令和 2 年 4 月 16 日付け教 ICT 第 4 号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業時における家庭学習支援に関する「YouTube」等のソーシャルメディアサービス（外部サービス）の利用の手続きについて（令和 2 年 4 月 16 日付け教環第 50 号）

【実践校】

- ・岩見沢市立南小学校 (YouTube)
- ・安平町立早来中学校 (Google site)
- ・北海道苫小牧東高等学校 (YouTube) → 【実践事例 3】
- ・北海道拓北養護学校 (YouTube)

ほか

(4) ウェブ会議サービスを活用した、児童生徒との双方向コミュニケーション

教員が、自宅にいる児童生徒と顔を見ながらコミュニケーションを図る方法として、ウェブ会議サービスを活用することができます。児童生徒との個別面談やホームルーム、オンライン授業のような使い方も可能です。教員同士で情報を共有しながら試してみることをお勧めします。

道立学校の場合、ウェブ会議サービスを多くの端末で活用した場合、スクールネット回線の通信帯域の上限を超える可能性があるため、その使用が制限されていますが、近くスクールネットの臨時的な運用に係る通知を発出する予定ですのでご留意願います。なお、すでに実施中の学校では、学校その他が独自に用意したモバイルルータ等の通信機器を利用している例があります。

【実践校】

- ・鶴居村立鶴居小学校 (IP 電話) → 【実践事例 1】
- ・新篠津村立新篠津中学校 (Zoom) → 【実践事例 2】
- ・北海道手稲高等学校 (Zoom)
- ・北海道札幌視覚支援学校 (Zoom) → 【実践事例 4】

ほか

【主なウェブ会議サービス】

- ・ BizMee ・ Cisco Webex Meetings ・ Google Meet ・ LINE
- ・ Microsoft Teams ・ Skype ・ Whereby ・ Zoom

ほか

(例) Zoom によるコミュニケーション (ウェブ会議) を行うには

- ① インターネットに接続できるコンピュータまたはスマートフォンが必要です。
- ② コンピュータにマイクとウェブカメラが内蔵されていない場合は、外付けのものを用意する必要があります。
- ③ 家族のリモートワークの時間と重なることも考えられることから、家庭のコンピュータの使用について家族の理解を得ることが大切です。
- ④ Zoom 利用の際、スマートフォンでは契約内容によって通信料が必要な場合がありますので、携帯電話各社のホームページで確認するなどしてください。
- ⑤ Zoom (無料版) には時間制限がありますが、最大 100 名まで参加できます。
- ⑥ 児童生徒側が Zoom アカウントを取得する必要はありません。
- ⑦ ホワイトボード提示機能があり、そこに文字や絵を描きながら説明することや、デスクトップ画面提示機能を使えば、文書やデータを見せることも可能です。
- ⑧ Zoom を始める方法については、【別添資料】を参照してください。
- ⑨ 詳細は、「Zoom」ウェブページを参照してください。

<https://zoom.us/jp-jp/meetings.html>

【参考資料】

- ・「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」遠隔授業ガイドブック 追補版 (令和 2 年 3 月 北海道教育委員会)

【ポイントーウェブ会議サービスの活用について】

<文科省「ICT活用事務連絡」3-(3)>

③オンライン会議システム等の活用のための情報セキュリティ

家庭での ICT 活用を進めるにあたっては、オンライン会議システムなど一般にテレワークで用いられている各種ツールも積極的に活用して、教員による講義・説明の配信、課題の確認、児童生徒の健康観察や児童生徒同士の交流などを行うことも効果的です。使用の際には、参加者を限定する、最新のバージョンを利用するなど、セキュリティの確保に留意することが重要です。

2 ICT を活用した児童生徒の生活状況等の把握

臨時休業中における児童生徒の生活状況については、電話やメールに加え、ウェブアンケート等を活用し、きめ細かく把握するとともに、適切な指導を行ってください。なお、道立学校におけるフィルタリング解除申請については、次の通知を参照してください。

- ・新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業時における家庭学習支援に関する「YouTube」等のソーシャルメディアサービス（外部サービス）の利用の手続きについて（令和2年4月16日付け教環第50号）

（例1）スクールネットのホームページ管理機能の活用（無料）

- ・道立学校においては、スクールネットのホームページ管理機能（CMS）で、アンケートフォームを作成することができます。
- ・回答する生徒のアカウントは不要です。
- ・回答はPCからでもスマートフォンからでも可能です。
- ・教員はリアルタイムに結果を知ることができます。
- ・詳細は、道立教育研究所附属情報処理教育センターホームページの「ICT活用」のページを参照してください。 <http://www.ipec.hokkaido-c.ed.jp/ict/>

（例2）北海道電子自治体共同システム「簡易申請機能」の活用（無料）

- ・北海道電子自治体共同システムに加盟している、道教育委員会及び市町村においては、「簡易申請機能」を活用できます。（市町村では職員採用、公営住宅、水道の申請などに利用されていますが、さまざまなアンケートにも活用されています。）
- ・アンケート作成は市町村教育委員会が行うこととなります。また、市町村教育委員会が利用者IDを有していない場合は、市町村情報担当部局と連携実施等についてご相談ください。
- ・選択式及び記述式回答入力フォームを作成し、URLを児童生徒にメール等で連絡します。
- ・回答する児童生徒のアカウントは不要です。パソコン及び携帯電話から回答を得ることができます。
- ・入力フォームからは最大10MBのファイルをダウンロードでき、また、返信に同サイズのファイルを添付することが可能です。
- ・回答はCSV（Microsoft Excelにそのまま読み込めます）で到達するので、確認・編集が容易にできます。
- ・詳細につきましては、道のイントラネット上の「北海道電子自治体共同システム（電子申請システム）ポータルサイト」または各教育局にお尋ねください。

（例3）Google フォームによるアンケート調査・集計（無料）

- ・アンケートフォームを作成する教員がGoogleアカウントを取得（無料）すれば、ブラウザ上で簡易に作成できます。
- ・作成したアンケートフォームのURLを児童生徒にメール等で連絡します。回答する児童生徒

にはアカウントは不要です。

- ・回答はPCからでもスマートフォンからでも可能です。
- ・教員はリアルタイムに結果を知ることができます。(グラフ表示も可能)
- ・アンケートをテスト形式にすることもできます。
- ・詳細は、「Google フォーム」ウェブページ参照してください。

https://www.google.com/intl/ja_jp/forms/about/

3 家庭での ICT 活用に当たっての留意事項

(1) 家庭にある ICT 機器の活用について

家庭の ICT 機器を児童生徒の家庭学習に活用するよう依頼する際には、家族のテレワーク等業務上必要な利用時間と重なることも考えられることから、臨時休業期間中の児童生徒の学びの保障にパソコン・タブレットやスマートフォン等の ICT 機器が有効であることについて、保護者や職場の理解を得ていただくようお願いします。

家庭でスマートフォン等を利用する際には、高額なパケット通信料が発生する場合がありますので、複数の電気通信事業者が学生向けに携帯電話の通信容量制限等について、特別な支援措置を実施していることについて情報提供願います。

【ポイント-家庭での ICT 活用に当たっての留意事項】

<文科省「ICT活用事務連絡」2>

- ① 家庭でパソコン・タブレットやスマートフォン等 ICT 機器を所有している場合には、それが児童生徒の家庭学習にも活用されるよう、家庭の理解を得つつ進めること。

その場合には、臨時休業期間中の児童生徒の学びの保障にパソコン・タブレットやスマートフォン等の ICT 機器が有効であることについて、保護者の十分な理解を得た上で、情報モラルや健康への影響等にも保護者に十分留意していただくこと。その際には、教育委員会や学校において端末の貸出や代替措置を講じるなど、家庭でこれらの ICT 機器を活用できない児童生徒の学びに十分配慮すること。(後略)

(2) 学校等の端末の貸出について

学校ですでに整備されている端末を持ち帰って活用することが可能な場合は、積極的な対応を検討願います。

その際、家庭における当該端末の適正な管理(不要なソフトウェアのインストールや勝手な設定変更など)について、協力を求めるとともに、故障等の問い合わせ体制の整備に配慮願います。なお、文科省から持ち帰りルールのサンプル(別紙)が示されていますので、参考にしてください。

【ポイント-家庭での ICT 活用に当たっての留意事項】

<文科省「ICT活用事務連絡」2>

- ③ 学校で既に整備されている端末を持ち帰って活用することが可能な場合には、平常時のルールにとらわれることなく積極的に持ち帰りを推奨して活用すること。その場合には、アクセス制限な

ど情報セキュリティの確保等に十分配慮すること。また、学校の端末を貸し出す場合は、家庭における当該端末の適正な管理について協力を求めるとともに、各教育委員会において、当該端末の不具合や故障が生じた際の問い合わせに対応できる体制を整えることが望ましいこと。(後略)

4 ICT 環境の確保が難しい場合の対応

家庭で ICT 機器の確保が難しい児童生徒については、作成した授業等動画の DVD や教材等を家庭に郵送した上で、電話や家庭訪問等による指導を行うことや、十分に感染症対策を講じた上で個別に登校させ、学校の ICT 機器を使用して指導すること、郵送等による添削指導、「学習計画表・記録表」等を活用した“振り返り”を行うことなどにより教育機会を確保する必要があります。

なお、家庭の ICT 環境等について確認する際には、具体的な取組の内容や必要な機器、ICT 機器を活用できない場合の代替・補完方法等について丁寧に説明するなどの配慮を願います。

また、市町村の産業振興、情報化推進担当部局と連携し、近隣の家庭教育サポート企業や北海道と包括連携協定を結んでいる大学など、学校・家庭以外の企業、団体による、Wi-Fi 接続スポットの提供や遊休機器の貸与、セットアップと操作に関するアドバイスなどのサポートについて、必要に応じ協力を要請してください。

【ポイント-家庭での ICT 環境が十分に整っていない児童生徒への対応】

<文科省「ICT 活用事務連絡」2>

- ① (前略) その際には、教育委員会や学校において端末の貸出や代替措置を講じるなど、家庭でこれらの ICT 機器を活用できない児童生徒の学びに十分配慮すること。(後略)
- ② 家庭に Wi-Fi 環境などが無い場合が想定されるため、各学校では家庭の通信環境について至急把握すること。(後略)

<学校・家庭以外の応援体制の例>

- ・家庭教育サポート企業

<https://manabi.pref.hokkaido.jp/wa/dokyo/sgg/support/index.html>

- ・北海道と包括連携協定を結んでいる大学等

<http://www.pref.hokkaido.jg.jp/ss/sky/index.htm>

5 情報セキュリティ・著作権等の対策

(1) 情報セキュリティ等への対策

児童生徒が家庭で ICT を活用する際、保護者の下で、情報セキュリティの確保や情報モラル、長時間の利用による健康への影響に留意し、適正に利用するため、保護者の協力を得て、インターネット等を通じた有害情報の危険性及びその対応策、個人情報取扱いに関する注意事項、インターネット等の安心・安全な利用についての指導や、児童生徒が使用するスマートフォン等へのフィルタリングの設定、インターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を行うよう助言に努めてください。

(2) 著作権への適切な配慮

著作権法の改正により「授業目的公衆送信補償金制度」が創設され、これにより講義映像や教材をインターネットで児童生徒等に対し送信することが可能になったことから、ICTの積極的な活用が可能になりました。ただし、ドリルやワークブックなど、購入することを想定されている資料を使用する場合や、誰もが見られるウェブサイト上に著作物等を用いた教材や授業等動画をアップロードする場合などは、本制度が適用されませんので留意してください。

なお、「授業目的公衆送信補償金制度」の著作権に係る補償金は、特例として令和2年度に限って「無償」です。（「教育の情報化等を推進するための著作権法の改正について」（令和2年5月1日付け教環第67号通知））

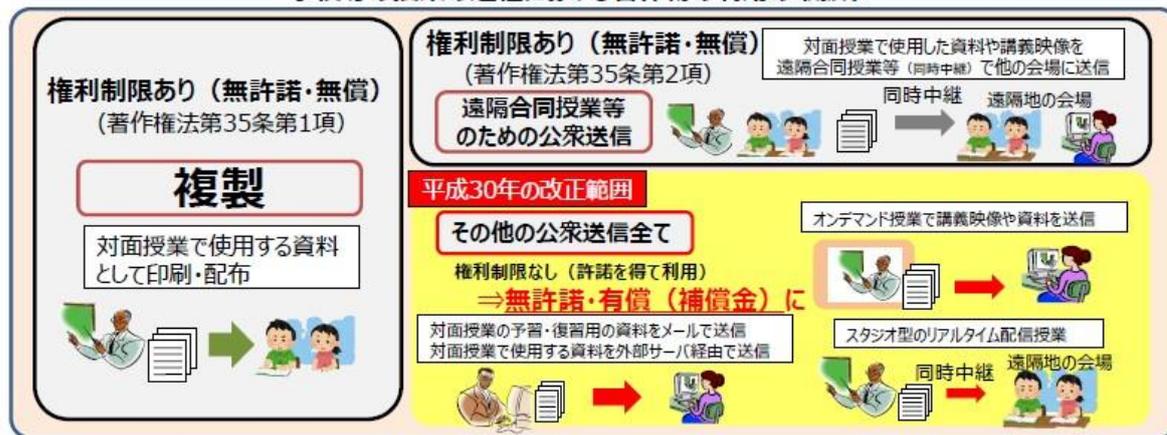
講義映像や教材をインターネットで送信する際に、学校として留意すべきことについては次のQ & A及び資料を参照してください

- ・令和2年4月24日付け 文化庁著作権課
平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ & A
（基本的な考え方）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601_04.pdf
- ・「学校における教育活動と著作権」（文化庁長官官房著作権課）
https://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/pdf/gakkou_chosakuken.pdf

【参考】教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要

- 従来より、教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定（第35条）により、無許諾で可能であった。
- 一方、従来は、その他の公衆送信は権利者の許諾が必要となっていたため、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- このため、平成30年に著作権法を改正し、「その他の公衆送信」について、補償金を支払うことにより、無許諾で可能とした。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



法案成立後の流れ

- 平成30年5月 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）の成立（5月18日）、公布（5月25日）
（第35条関係規定は、法律公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（令和3年5月24日）までに施行とされている。）
- 平成31年2月 文化庁の指定管理団体として、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）を指定。
- 令和元年度～ SARTRASが、令和3年4月からの施行を目指し準備。また、改正法の運用指針（ガイドライン）について教育関係者と調整中。
- 令和2年度 SARTRASにおいて、令和2年度に限って、補償金額を特例的に無償として申請することを決定（令和2年4月6日）。
新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、当初の予定を早めて、令和2年4月28日から施行。

<文化庁著作権課資料（令和2年4月）より抜粋>

6 ヘルプデスク

相談窓口は次のとおりですので、遠慮なくお問い合わせください。

- 各所管の教育局教育支援課
- 北海道教育庁 I C T 教育推進局 I C T 教育推進課 ICT 教育担当
TEL : 011 (206) 6744 E-mail : kyoiku.kokyo1@pref.hokkaido.lg.jp
- 北海道教育庁学校教育局教育環境支援課 GIGA スクール端末担当
TEL : 011 (206) 6487 E-mail : kyoiku.kyokan@pref.hokkaido.lg.jp
- 北海道立教育研究所附属情報処理教育センター
TEL : 011 (386) 4524 E-mail : center@hokkaido-c.ed.jp
- 文部科学省「ICT 活用教育アドバイザー」事務局
<https://www.oetc.jp/ict/top> (教育委員会等学校設置者のみを対象としています。)

7 ICT 活用のステージアップに向けて

本マニュアルは臨時休業中の応急的な取扱いを中心に示していますが、今後とも国から示されるガイドラインや道内各校の先進事例、校外の多様な主体のサポート事例を紹介するなど、より実践的、効果的な普及を図られるよう、随時情報提供に努めてまいります。

また、学校再開後においても、年間指導計画どおりの教育活動を実施するためには、夏季休業、冬季休業、学校行事等も含めた調整が求められます。こうした影響を最小化しつつ、児童生徒の教育機会の確保への応用が期待されます。

さらには「GIGA スクール構想」を加速するためには、地域における ICT 機器の導入機運の醸成や、整備環境などの検討の下地を形成するものと考えています。

については、こうした次の ICT ステージを視野に、児童生徒、保護者、学校、地域が一体となったリモート学習環境の構築に、今できるアクションから着手していただきますようお願いいたします。

<関連通知等>

- ・令和2年2月28日付け 教生学第1012号通知
「新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業中及び学年始めにかけての過ごし方について」
- ・令和2年4月14日付け 教義第68号通知
「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」
- ・令和2年4月16日付け 教 ICT 第4号通知
「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業時における I C T を活用した学習支援について」
- ・令和2年4月16日付け 教環第50号通知

- 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業時における家庭学習支援に関する「YouTube」等のソーシャルメディアサービス（外部サービス）の利用の手続きについて」
- ・令和2年4月17日付け 教高第1126号通知
「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業に係る学習指導について」
 - ・令和2年（2020年）4月21日付け 事務連絡（高校教育課）
「臨時休業期間等の学習指導について」
 - ・令和2年4月30日付け 教ICT第5号通知
「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた家庭での学習や校務継続のためのICTの積極活用について」
 - ・令和2年5月1日付け教環第67号通知
「教育の情報化等を推進するための著作権法の改正について」
 - ・令和2年5月4日付け 教高第251号通知
「臨時休業に伴う高等学校等における学習の保障等について」
 - ・令和2年5月4日付け 教義第143号通知
「小・中学校等における臨時休業期間中の学習指導について」
 - ・令和2年5月4日付け 教特第97号通知
「道立特別支援学校における臨時休業期間中の学習指導について」
 - ・「北海道教育委員会情報セキュリティ対策基準」
 - ・「北海道における教育の情報化推進指針」（平成29年12月20日）
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=1074547>
 - ・「教育の情報化に関する手引き（文部科学省）」（令和元年12月）

「どさんリモート学習」実践事例（小学校）

鶴居村立鶴居小学校

臨時休業中の児童への支援の一つとして、本校では村内で整備されている防災無線である「IP電話（テレビ電話）」を活用した児童一人一人の学習状況の把握・学習指導や、健康状態の把握・心のケアを実施しています。



学校では

○ 定期的な分散登校の実施

定期的に分散登校を実施し、児童に家庭学習の課題や学習プリントを配付しています。また、健康観察シートによる健康状態の把握・心のケアを行っています。

○ 「IP電話」の活用

定期的に分散登校と関連付けながら「IP電話」による「学習状況の把握・学習指導」、「健康状態の把握・心のケア」を行っています。

- ・ IP番号や使用方法の確認
- ・ 実施日の事前連絡
- ・ 実施時間は5～10分程度、個人別に実施



IP電話で学習状況を把握するなど、児童一人一人の学習状況に応じた学習支援を行います。



児童と対面しながらコミュニケーションを図り、児童が不安にならないように心のケアを行います。

家庭では

○ 家庭学習

児童は、自分の学習状況に応じた学習課題や学習プリントに取り組みます。

○ 学級担任等との対話

学級担任は、家庭での様子や健康状態を確認します。

児童は、家庭学習の取組で分からないことなどを学級担任に相談します。

保護者は、児童への接し方や声のかけ方などを学級担任や養護教諭に相談します。

児童の声

「久しぶりに先生の顔を見ることができてうれしかった」
「勉強の分からないことを聞いてよかった」

留意事項

児童一人一人の学習状況や健康状態の把握に基づき、個に応じた支援を行います。

- ICTを活用した学習支援の他に、定期的な分散登校における児童の学習状況の把握や、健康観察シートによる健康状況の把握・心のケアを行うことにより、きめ細かく個に応じた支援を行います。
- 学級担任以外の教員も児童に言葉がけを行うことにより、児童が安心感をもつことができるようにします。
- 特別な教育的配慮を必要とする児童には、回数や時間を増やすなど、きめ細かく対応します。

今後の取組

- 学習支援の充実に向けた視覚情報の効果的な活用
- 複数の教員が連携した児童への支援



「どさんこリモート学習」実践事例（中学校）

新篠津村立新篠津中学校

臨時休業中の生徒への支援の一つとして、本校ではインターネット上の学習コンテンツを活用した学習支援や、ウェブ会議サービスの一つである「Zoom」を活用した個別の学習支援、生徒の健康状態の把握・心のケアを行う学級ミーティングを実施しています。

学校では

○ インターネット上の学習コンテンツを活用

「みんなの学習クラブ」（日本コスモトピア提供）による学習プリントの提供や動画解説を行っています。「どさんこ学び応援サイト」などの学習コンテンツを学校のウェブページに掲載しています。



○ ウェブ会議サービスの活用

「Zoom」による「個別の学習支援」、「学級ミーティング」を定期的に行っています。

- ・サービス内容や接続方法の周知
- ・実施日の事前連絡
- ・実施時間は30分、学年別に実施



電話で学習アドバイスを行うなど、生徒一人一人の学習状況に応じた学習支援を行います。



生徒と双方向のコミュニケーションを図り、生徒が精神的に孤立しないように心のケアを行います。

家庭では

○ 家庭学習

生徒は、自分の学習状況に応じた学習プリントに取り組みます。



分からないことがある場合には、動画の解説を視聴したり、「Zoom」を活用したりして学校に相談します。

○ 学級ミーティング

先生と学級の生徒が家庭での様子などを互いに伝えます。



生徒の声

「みんなの元気な顔を見ることができて嬉しかった」
「先生の声かけに勇気付けられた」

留意事項

ICTの活用だけではなく、様々な支援を行うことにより、生徒一人一人の状況に応じた支援を行います。

- アンケートにより、各家庭のインターネット環境の状況を把握します。
- ICTを活用した学習支援の他に、各家庭に学習プリントや健康観察シートを配付、回収することにより生徒一人一人の状況を把握します。
- 毎週金曜日に各家庭に電話連絡を行い、生徒一人一人の学習状況や健康状況を把握します。

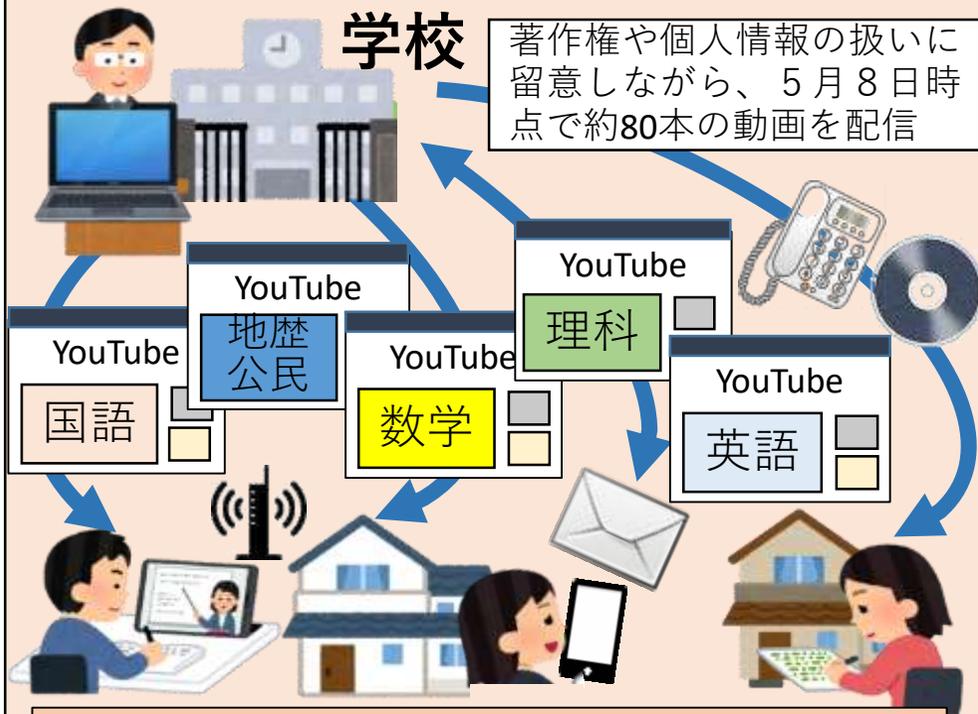
今後の取組

- 放課後学習支援に向けた学習プログラムの作成・配付
- 放課後学習支援における学習活動の充実に向けた校内研修の実施

「どさんこリモート学習」実践事例（高等学校）

全校生徒を対象に多数の授業等動画を配信

北海道苫小牧東高等学校



- 動画投稿サイトを活用して、全校生徒を対象に、多数の授業等動画（5教科）を配信しています。
- 質問や相談には、メール、電話、個別登校等に対応しています。
- ICT環境がない家庭には、DVDを送付するなどの対応をしています。

生徒の生活や学習の状況をウェブアンケートで確認

北海道札幌北高等学校



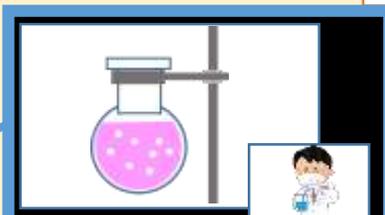
- ウェブアンケートのURLやQRコードを生徒に伝えて、生活や学習の状況を全学年で把握しています。
- ICT環境がない家庭には、個別登校や教材を郵送するなどの対応をしています。

「どさんこリモート学習」実践事例（特別支援学校）

「ほっかいどう応援団会議」参加企業から通信機能付きiPadの無償貸与のご協力をいただき、学校と生徒の自宅を結んで遠隔授業を展開し、生徒の学習支援を実施しています。

札幌視覚支援学校の取組

学校



○ 確かな学力の定着と進路実現のために

Web会議アプリをインストールして、テレビと結べば準備完了



○ 安心と生活リズムの定着のために

授業中は、教材や動画、お互いの顔を、簡単に切り替えられます。



同時双方向の授業

WEB会議室のリンク（URL）を送り、生徒がクリックすれば、つながります。

教師は、少し前に接続して、待機しておくことで、生徒の安心感につながります。

ホームルーム



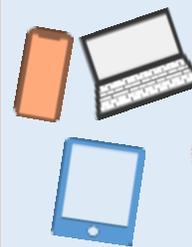
家庭



事前に課題を送付し、分からない部分を重点的に指導

iPadであれば、見づらい部分を拡大したり（写真）、白黒反転したりできます。

家庭



主に、就学奨励費で購入したiPadを使用。

家庭の通信環境によっては、自分のスマートフォンでも通信できます。

＜「1(4)(例) Zoomによるコミュニケーション(ウェブ会議)を行うには」関連資料＞

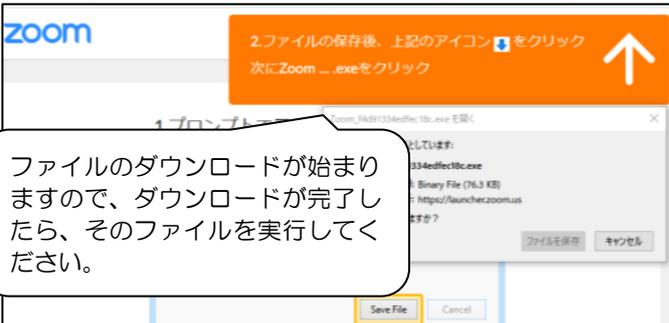
Zoomによるウェブ会議開設手順

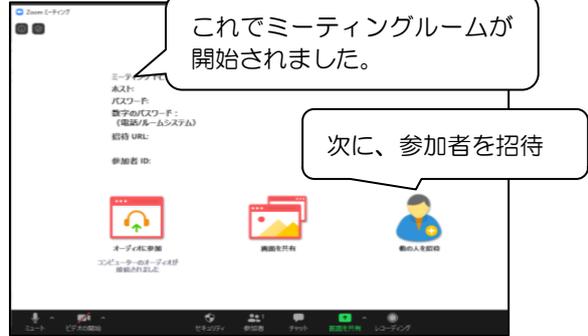
- ・「Zoom」は、リアルタイムでウェブ会議(音声・映像等)ができるサービスです。
- ・この作成手順は概要(令和2年4月30日現在)です。サービスの内容は変更されることがありますので詳細はZoomウェブページの説明等を参照してください。
- ・Zoomの使用に際しては、著作権や個人情報等の扱いに留意してください。
- ・Zoom無料プランでは100名までの参加が可能で、時間制限(40分)があります。
- ・Wi-Fiを介さずスマートフォン(LTE)で使用する場合は、通信容量(料金等)に留意してください。(複数の電気通信事業者が学生向けに携帯電話の通信容量制限等について、特別な支援措置を実施していますので、各社のウェブページをご確認ください。)

①  スマートフォンでも、PCでも可能ですが、PCの場合はマイクとWebカメラが必要(内蔵または外付け)です(音声だけでよければマイクのみ)。Zoomのウェブページにアクセスします。
<https://zoom.us/jp-jp/meetings.html>

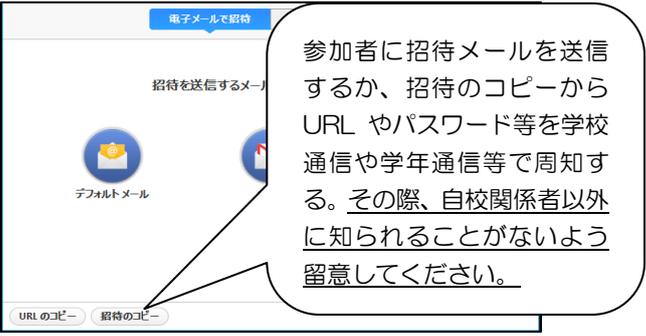
ボックスに、メールアドレスを入力して、「サインアップは無料です」をクリック

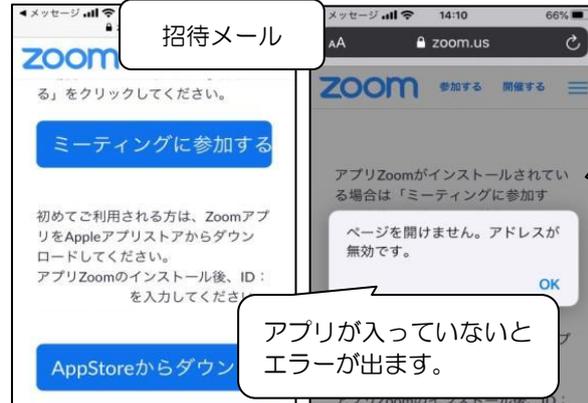
②  「仲間を増やしましょう」のページが表示されますが、入力せず「手順をスキップ」をクリック

③  ファイルのダウンロードが始まりますので、ダウンロードが完了したら、そのファイルを実行してください。

④  これでミーティングルームが開始されました。

次に、参加者を招待

⑤  参加者に招待メールを送信するか、招待のコピーからURLやパスワード等を学校通信や学年通信等で周知する。その際、自校関係者以外に知られることがないよう留意してください。

⑥  招待メール

スマートフォンでZoomを利用するためには、事前にアプリ「ZOOM Cloud Meetings」をダウンロードしておく必要があります。(Androidでは、Google Playから、iphoneでは、AppStoreから)招待された人はZoomのアカウントを取得する必要はありません。

招待された人が、ミーティングに参加すると、ホスト画面にユーザーが表示されるので、「許可する」をクリックすることで、参加が認められます。

アプリが入っていないとエラーが出ます。

ICTの積極的活用について
ICTを活用して家庭で学習や校務を継続するための手段や留意事項等についてまとめましたので連絡します。

事務連絡
令和2年4月23日

各都道府県教育委員会
学校設備整備担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長
高谷 浩 樹

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた
家庭での学習や校務継続のためのICTの積極的活用について

令和2年4月7日付け事務連絡「令和2年度補正予算案への対応について」において、令和2年度補正予算案の周知をさせていただくとともに、令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」及び令和2年4月21日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」において、家庭での学習やテレワークにおけるICTの活用に関する留意事項について周知をさせていただきました。今般の緊急事態宣言を受けたICT活用に関して、以下のとおり連絡します。

各都道府県教育委員会におかれましては、本件について速やかに城内市区町村（政令指定都市を含む）教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

記

1. ICTの活用の推奨について

文部科学省としては、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等を踏まえること、各自治体及び家庭におけるICT環境整備の状況に配慮しつつ、あらゆる機会にICTを最大限にご活用いただくことが子供たちの学びの機会の保障に効果的であることから、家庭においてもICTを積極的に活用いただきたいと考えています。

自治体の中には十分整備されたICT環境をこの機会にフル活用している自治体もあり、環境が十分でなくても、家庭のパソコン・タブレット等を活用して課題を出したり、ICTを活用して健康観察や学習成果を確認しつつ、電話等でフォローしたる取組を行っている自治体もあります。このようにICTを活用することで、子供たちの学びの機会を保障することは極めて重要です。

また、ICTは、学校と家庭との連絡をメール等で行うなど、校務でも積極的に利用されるものです。さらに、教職員が端末を持ち帰る、または自宅の端末を利用するなどして、テレワークを行うことも積極的に推奨されます。

これらの取り組みを積極的に進めている学校現場とそうでない現場との差が広がっていくことは適切ではありません。

文部科学省としては、全国の長長期休業というこれまで類を見ない緊急時であること、各学校や家庭でICT環境が様々であることを鑑みると、平常時における学校設置者や各学校の一律のICT活用ルールにとらわれることなく、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながらも、まずはその積極的な活用に向け、現場を最もよく知る教員が家庭とともにあらゆる工夫を行えるよう対応いただきたいと考えています。

2. 家庭学習の際のICTの具体的な手段について

文部科学省としては、令和2年度補正予算案のとおり、「GIGAスクール構想の加速」により子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現できるように努めてまいります。が、既に新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が延長されている学校も相当数生じてきております。各自治体におかれては、各学校や家庭の環境が様々な中で、これらのリソースを最大限活用して臨時かつ早急にICTを活用する方法として考えられる以下の主な対応も踏まえつつ、平常時のルールにとらわれることなく自治体や家庭におけるICT環境を最大限に活用するよう現場による臨機応変な対応をお願いいたします。

① 家庭でパソコン・タブレットやスマートフォン等ICT機器を所有している場合には、それが児童生徒の家庭学習にも活用されるよう、家庭の理解を得つつ進めること。

その場合には、臨時休業期間中の児童生徒の学びの保障にパソコン・タブレットやスマートフォン等のICT機器が有効であることについて、保護者の十分な理解を得た上で、情報モラルや健康への影響等にも保護者にも十分に留意していただくこと。その際には、教育委員会や学校において端末の貸出や代替措置を講じるなど、家庭でこれらのICT機器を活用できない児童生徒の学びに十分配慮すること。

② 家庭にWi-Fi環境などがない場合が想定されるため、各学校では家庭の通信環境について至急把握すること。その際、保護者や児童生徒などが使用する家庭のスマートフォンやモバイルルーター等を活用できる場合には、それを通信手段として活用すること。

この場合にも、スマートフォン等が自宅等にいる児童生徒と学校をつなぐ有効な手段であることについて、保護者の十分な理解を得ること。

これに関し、総務省から4月8日付で電気通信事業者関係団体に行われた要請を受け、複数の電気通信事業者において、携帯電話の通信容量制限等について特別な支援措置の実施を公表している中で、各社の支援措置を確認し、必要に応じ活用すること。当該支援措置は、各電気通信事業者において、教育の重要性へのご理解の下で特別に配慮いただいたものであるため、各教育委員会においては、当該支援措置の趣旨について学校を通じて保護者や児童生徒に理解いただくとともに、学習目的での利用に限るよう周知徹底する等の取り組みを行うこと。

③ 学校で既に整備されている端末を持ち帰って活用することが可能な場合には、平常時のルールにとらわれることなく積極的に持ち帰りを推奨して活用すること。

その場合には、アクセス制限など情報セキュリティの確保等に十分配慮すること。また、学校の端末を貸し出す場合は、家庭における当該端末の適正な管理について協力を求めるとともに、各教育委員会において、当該端末の不具合や故障が生じた際の問い合わせに对应できる体制を整えることが望ましいこと。さらに、②による各家庭の通信環境に留意し、家庭に通信環境がない児童生徒の学びにも十分配慮することを示す予定であるが、取り急ぎ、（別紙）の持ち帰りのルールのサンプルも参考にすること。

また、家庭での学習が不可能な設定でも、設定変更により可能とできる場合も多

いで、導入（設定）事業者と相談すること。

端末の整備にあたっては、各自治体や家庭における ICT 環境の整備状況等を踏まえ、例えば、卒業までの期間や ICT リテラシーが高くより効果的な活用が期待されることを考慮して、最終学年に対して端末を優先的に整備するなどの対応をと。

3. 家庭での ICT 活用に当たっての留意点について

(1) 児童生徒が家庭で ICT を活用する際の留意点

家庭での ICT 活用について、2. ①のように家庭の端末を利用する場合や2. ②のようにスマートフォン等を活用する場合は、今回事務が緊急時であることも踏まえつつ、保護者の下で、情報セキュリティの確保や情報モラル、長時間の利用による健康への影響に留意いただくようお願いいたします。

また、2. ③のように学校で整備された端末を持ち帰る場合は、不要なソフトウェアをインストールしたり、勝手に設定を変更したりできないようにすることなど、情報セキュリティの確保や適正な利用確保のための対策が必要です。

(2) 教員が自宅等で ICT を活用する際の留意点

教員も学校で整備された端末を持ち帰ったり、自宅等の端末を利用したりすることが想定されることから、児童生徒と同様に、情報セキュリティの確保に留意願います。その際、各自治体のセキュリティポリシーを踏まえつつも、1. のとおり、ICT の積極的な活用に向けて柔軟に対応いただくようお願いいたします。

テレワークなど自宅等での ICT の活用にあたっては、一般に広く普及しているオンラインストレージなどのクラウドサービスや、ソフトウェアのインストールやデータのダウンロードが不要なブラウザ上で使えるサービスを適切かつ積極的に活用することで、機微情報を物理的に持ち運ぶ必要がなくなります。

その際、意図せず第三者に情報が公開されない仕組みになっているかなど、使用するサービスのセキュリティ確保の方法・質を利用者が十分に確認し、管理者（学校長等）もその利用状況を把握できるようにすることが必要です。

他の手段がなく、やむを得ず教員が USB メモリ等の記録媒体を用いて成績情報等の機微な情報を持ち帰る場合は、パスワードロックなどが可能な安全性の高いものを利用し、かつ置き忘れ・紛失等による情報の漏洩等が発生しないよう管理の徹底が不可欠です。そのためには、データそのものに暗号化・パスワードの設定を行うなどの対応をすとともに、管理者（学校長等）もその利用状況を把握できるようにすることが必要です。

このほか、児童生徒が家庭の端末を利用している場合に、電子ファイルで提出物を受け取る際は、ウイルスが混入している可能性を想定し、ウイルスチェックをしながらファイルを開くなど、注意して扱うようお願いいたします。

(3) その他

① アカウント設定及び端末設定

家庭での ICT 活用に当たって、端末や通信環境の確保については2. ①～③の手段が考えられますが、利用方法によっては、学習用ツールに必要なアカウント設定や、学校の端末を持って帰って安全に利用するための端末設定の変更を行っていたり、学校が端末を持って帰って学習用ツールや端末の提供事業者に相談していただく必要があります。必要に応じて学習用ツールや端末の提供事業者にご相談ください。また、事業者との調整について、今回の緊急時に時間を要するようであれば、児童生徒のアカウント作成を必要としない活用方法などを検討してみてください。

② オンラインコンテンツの活用のための情報セキュリティ

通常は学校等において制限をかけている動画視聴やホームページへのアクセスも、現在は緊急時下であること、さらに、これらの媒体により関係機関が多くの情報を提供していることから、フィッシングソフトの設定見直しを行うことや、特定の無線アクセスポイントのみ接続許可している設定を外すなど学校の情報機器でもこれらを視聴可能とするよう工夫いただくようお願いいたします。

また、家庭でパソコンやタブレット、また個人のスマートフォンでもこれらの視聴を阻害しないよう留意いただくとともに、その際には、情報セキュリティを十分に意識し、児童生徒が視聴することについて保護者の十分な理解と協力を得るようお願いいたします。

③ オンライン会議システム等の活用のための情報セキュリティ

家庭での ICT 活用を進めるにあたっては、オンライン会議システムなど一般にテレワークで用いられている各種ツールも積極的に活用して、教員による講義・説明の配信、課題の確認、児童生徒の健康観察や児童生徒同士の交流などを行うことも効果的です。使用の際には、参加者を限定する、最新のバージョンを利用するなど、セキュリティの確保に留意することが重要です。

加えて、文部科学省としては、今回の緊急時の対応を契機に、緊急時対応の終了後も GIGA スクール構想を進める中で、学校や教育委員会、自治体の情報セキュリティを抜本的に見直し、オンライン上のコンテンツに一律に制限をかけて利活用を阻害するのではなく、必要であれば文部科学省が委嘱する「ICT 活用教育アドバイザー」の助言なども活用しながら、必要な制限は何かを十分吟味した適切なセキュリティとしていただきたいと考えています。

文部科学省では、これまで通知等で示していますが、臨時休業期間中でも ICT を活用した学習活動ができるよう、児童生徒及び保護者等が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介するポータルサイトの開設・周知、各地域における ICT を活用した取組事例等に関する情報のホームページへの掲載・周知といった取組を行っていますので、積極的に活用していただきたい。

子供の学び応援サイト：

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けたICT活用にあたっては、情報提供や助言などを引き続き行いたいと考えておりますので、各自治体におかれては、引き続き、様々な場面でのICTの活用を進めていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局 情報教育・外国語教育課
(校務、ネットワーク、情報セキュリティに関すること)

TEL：03-6734-3263

(情報モラル・健康影響に関すること)

TEL：03-6734-2702

(端末整備に関すること)

TEL：03-6734-4871

(ネットワーク整備に関すること)

TEL：03-6734-3802

(上記以外に関すること)

TEL：03-6734-2090

E-mail：jogai@mext.go.jp

(別紙)

【参考】文部科学省「次世代学校教育支援モデル構築事業」及び
総務省「スマートスクール・プラットフォーム構築事業」の実証校における取組事例
かつよう

〇〇学校『タブレット活用のルール』について

令和2年〇月〇日

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていきたいために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立つための道具です。便利な道具ですが、大切にされることもたくさんあります。
そのため、〇〇学校は、『タブレット活用のルール』を定めました。全校児童(生徒)でこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わること以外に使ってはいけません。

2 使用する場面

- ・学校と家庭以外では使用しません。
- ・登下校中は、タブレットをかばんから出しません。
- ・使う時間が決まっています。
 - 低学年…午前〇時から午後〇時まで
 - 中学年…午前〇時から午後〇時まで
 - 高学年…午前〇時から午後〇時まで
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- ・もったまま置いたり、しめんにおいたりしない。
- ・カバンの中においたり、カバンの中に入れておかない。
- ・水をかけたり、しっけの多いところでは使わない。また、日光の強い場所やストーブの近くなどにはおかない。
- ・ゆひでふれる、または、専用ペンを使うようにする。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、ししゃくをひつつけるなどは絶対にしない。

3 学校で使う場合

- ・学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- ・休み時間や放課後に使う時も、先生がみとめたこと以外に使いません。

4 家庭で使う場合

- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいしながら使います。
- ・就寝する30分前は使いません。
- ・自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくるときは、自宅で十分に充電をしておきます。

5 保管

- ・学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。
- ・家庭で保管するときは、家の人の目の届くところに置いておきます。

6 健康のために

- ・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

7 安全な使用

- ・インターネットには制限がかけていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生に知らせます。

8 個人情報等

- ・自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に絶対に上げません。
- ・相手を罵ったり、いやな悪いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

9 カメラでの撮影

- ・先生が許可した時以外でカメラは使いません。
- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

10 データの保存

- ・学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したもののだけ保存します。

11 設定の変更

- ・先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は、勝手に変えません。

12 不具合や故障

- ・学校で、タブレット本体やインターネットが使えなくなると、再起動をしても元にもどらないうちは、すぐに先生に知らせます。
- ・家庭でこわれたり、なくしたりした時は下記のとこに電話します。

TEL00-0000-0000	☎対応時間 〇:00~〇:00 (土日・祝日除く)
-----------------	------------------------------

13 使用の制限

- ・〇〇学校『タブレット活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。